**令和２年度 ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間　実施要領**

１　趣旨

我が国は少子高齢化に伴う生産年齢人口減少や働く方々のニーズの多様化などの課題に直面しており、また、近年では長時間労働や過重労働による過労死も社会問題になっている。

こうした中、働き方改革関連法が平成31年4月1日から順次施行され、働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置が講じられることになった。

中小企業など人材不足に悩まれている企業にとって、働き方改革による魅力ある職場づくりを実現することは、人材を確保し、業績の向上や利益増の好循環をつくることにも資するものである。

今後、長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくすること等によって、多様なワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組みをより一層推進していく必要がある。

このため、平成30年度に創設した11月の「ノー残業デー、ワーク・ライフ・バランス推進月間」において、令和２年度も引き続き「ノー残業デー」の実施など時間外労働の削減、休暇の取得促進、テレワークの推進等を呼びかける運動を展開することにより、ワーク・ライフ・バランスの実現・休み方改善に係る気運の醸成を図るとともに、新たな法制度への円滑な対応を促進する。

**【キャッチコピー】**

**□定時退社を心がけ、時間外労働の削減に取り組みましょう。**

***～特定の日や曜日に「ノー残業デー」を設定し、定着させましょう～***

**□年次有給休暇の取得を促進しましょう。**

***～土日・祝日にプラスワン休暇して連続休暇を取得しましょう～***

２　実施期間

令和２年11月1日（日）～30日（月）

＊「過労死等防止啓発月間・過重労働解消キャンペーン」にあわせて実施する。

３　主催

　 大阪働き方改革推進会議

　　構成団体：日本労働組合総連合会大阪府連合会、公益社団法人関西経済連合会、大阪商工会議所、堺商工会議所、大阪府商工会連合会、大阪府中小企業団体中央会、大阪信用金庫、株式会社池田泉州銀行、株式会社りそな銀行、株式会社関西みらい銀行、大阪府社会保険労務士会、大阪府、大阪市、堺市、近畿総合通信局、近畿財務局、近畿厚生局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪出入国在留管理局、大阪労働局

４　協賛

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター

５　実施事項

1. 大阪府及び厚生労働省大阪労働局から、経済団体、労働者団体、業界団体等に対し、構成団体への周知・啓発について協力要請。

また、過重労働解消キャンペーンに合わせて、使用者団体、労働者団体に対し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた労使による主体的な取組みについて協力要請。

1. 推進月間イベントの実施

・PR動画を活用した普及・啓発

・特別労働相談会の開催

・オンライン相談・テレワーク相談の実施

・働き方改革推進セミナーの開催

・街かど無料相談inディアモールの開催

1. 広報・啓発の実施
   1. 報道発表
   2. ホームページ、広報誌、SNS、メールマガジン等への啓発記事掲載
   3. セミナー、研修会等の開催
   4. その他、各種イベントの機会や広報媒体を活用した周知・啓発